

# 豊田市市民ポータル構築業務委託 仕様書

## 1 名称

豊田市市民ポータル構築業務委託（以下「本業務」という。）

## 2 背景・目的

豊田市は、市民の利便性向上を図るため、「豊田市デジタル強靱化戦略（別添資料1）」を策定し、デジタル技術の活用によって、組織の経営・あらゆるサービスなどを改革し、今までにない「つながり」、そこから「つくられる」新たなサービス、そしてそれらを享受しながら暮らしを楽しめる新たな豊田市を目指している。その実現のためには、デジタルツールを活用して、これまで以上に市民と行政が密接に接点を持ちうる環境の構築が求められている。

こうした状況を踏まえ、その市民に則した情報を発信できる「豊田市市民ポータル」の構築を行うことで、より市民に行政を身近に感じてもらい、本市のDXを加速化し、市民サービスの向上を着実に実現していくことを目的に本業務を実施する。

## 3 委託期間

委託期間の開始日から令和7年3月31日まで

## 4 履行場所

本業務の履行場所は、豊田市西町ほか地内とする。

## 5 対象業務

### (1) 事業概要

本事業は、様々なデジタル技術を用いて、いつでも・どこからでも・だれもが・わかりやすく行政サービスを利活用できる「豊田市市民ポータル」を構築するものである。本市が考える「豊田市市民ポータル」のイメージは「豊田市市民ポータル構成概要（別添資料2）」に示しており、それに沿った事業の実施を行うこと。

### (2) 構築方針

本業務は以下の視点により実施すること。

- ①「JIS Q 21500 プロジェクトマネジメントの手引き」の内容に準じて実施すること。

- ②常に変化する行政DX・住民ニーズの変化に応じて、その都度、柔軟かつ迅速にシステム拡張及び機能追加が図れるシステム構成であること。
- ③システム部門の職員だけでなく担当部署の職員が内製でシステム運用が可能であるノーコード・ローコード型サービスとすること。
- ④システムを利用する職員及び市民が、「豊田市市民ポータル」を利用する際、専用ソフトウェアのインストール及び、設定作業の必要がないこと。
- ⑤次期システム調達時に必要となる移行用データを抽出できる機能を備えていること。また、必要に応じてデータレイアウトを提供すること。
- ⑥「適合規格表（別添資料3）」を基準として今回調達範囲として記載の要件について、サービス稼働に必要な設定、構築及びデータ登録作業を行うこと。
- ⑦本市ネットワーク接続に関して必要な設定作業を実施すること。
- ⑧設計・設定作業期間中は、定例会・打合せ及び、本市が求める場合は随時打ち合わせを実施すること。施行前・運用設計時においては、工程進捗・疑義等に関して週1回程度の定例会を設け、必要に応じて打合せを随時設けることとし、打合せでは、各機能の画面やプロトタイプについて市へ提示し、細かい機能について協議を進めて完成させるものとする。なお、本市担当者の判断により、必要に応じて関係者を同席させることがある。
- ⑨定例会等、各種会議については、事業遂行に支障がない範囲においてオンライン会議の開催を前提とするが、必要に応じてオンサイトでの実施を行うものとする。
- ⑩本市と十分に協議のうえ、本システムの導入を行うこと。
- ⑪構築システムと既存システム等との接続・検証作業が発生する場合は、各事業者と連携し行うこと。また、障害発生時においても、各事業者と連携を図り、問題の切り分けを行うこと。

### (3)職員向け教育研修

本システムについて、以下の操作マニュアルを作成し、本番稼働までにハンズオン型の研修を行うこと。なお、②については、マニュアル形式の研修動画ファイルの作成も行うこと。

- ①システム管理者のための教育・研修  
対象者：システム管理者(1部署：情報戦略課)  
想定回数：5名程度の研修を1回程度
- ②システムを利用する職員のための教育・研修  
対象者：運用担当者（最低3部署：こども・若者部）  
想定回数：5名程度の研修を2回程度

## 6 構築システム

前条に基づき、次の機能を構築するものとする。なお、本委託業務の現段階の対象者は子育て世帯であり、掲載内容は子育て分野に特化するが、将来的には福祉分野等へ分野を広げたり、対象者を法人・個人事業主や市民活動団体といった事業者・団体に拡大することを前提に、拡張性をもった構成とすること。

### (1) 市民へのユーザIDの払い出し・ログイン管理機能

メールアドレスを利用して市民へのユーザIDの払い出しとログイン機能を設けること。なお、初回ログイン時は、「(2) プロフィール情報の登録・更新機能」へ遷移すること。なお、将来的にはマイナンバーカード利用やマイナポータルAPI、IDaaSの利用を視野に入れており、拡張性をもった構成とすること。

### (2) プロフィール情報の登録機能

ユーザIDに以下の項目を紐づけ、プロフィール情報として管理すること、なお、本内容は現段階の案とし、設計時に項目数は追加・変更になるものとする。

<登録内容の例>

- ・ 氏名、氏名フリガナ、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス
- ・ 子どもの氏名、子どもの氏名フリガナ、子どもの生年月日
- ・ その他世帯の属性等

### (3) プロフィール情報の変更等の機能

- ・ 市民は、自らのプロフィール情報の登録内容を変更できること。
- ・ 市民は、退会処理ができること。

### (4) 市民のプロフィール情報の参照・更新範囲の制御

市役所の保有する管理者権限に、(1)、(2)で登録のあった全てのプロフィール情報を参照・更新する権限を有すること。なお、参照・更新した履歴をログとして記録する機能を有すること。

### (5) 市民ログイン後のトップ画面の構成

- ・ 市民へ案内した新着の情報を掲載できること（掲示板機能）。掲示板には市民のプロフィール情報に応じて、掲示板の記事内容が変更になること。
- ・ 市民のプロフィール情報に応じた、「各種お役立ちメニュー」アイコンが表示できること。
- ・ 市民のプロフィール情報に応じた、「目的別で探す」アイコンが表示できること。
- ・ 市の行事予定やイベント情報を表示できること。市民のプロフィール情報に応じた特定

の情報を表示すること。

- ・ サイトのデザインについて、WEBデザインを熟知しているものを体制に参加させることとし、必要に応じてアイコンや画像を作成し、利用者にとって分かりやすいサイト構築に努めること。
- ※（仮称）豊田市市民ポータルトップ画面イメージは、「豊田市市民ポータル構成概要（別添資料2）」を参照のとおり。

## （6）掲示板機能

市民が情報を閲覧できる掲示板の機能として以下を設けること。なお、国が検討を行っている「子育て支援支援制度レジストリ整備」の内容を意識したデータ定義を行い、将来のAPI発出に備えること。

### ①新規記事作成・変更・削除機能

- ・ 市は、掲示板へ投稿ができること。
- ・ 市は、掲示板に掲載した情報を修正・削除できること。
- ・ 市は、タイトル・概要・本文等を入力できること。
- ・ 市は、掲示板の記事を、事業者のトップ画面へ表示する・しないの制御ができること。
- ・ 掲示板への公開範囲を、プロフィール情報をもとに指定できること。
- ・ 掲載日・本文・添付ファイル・掲載者・掲載期間（日時指定）を指定できること。
- ・ 添付ファイルは、PDF・ワード・エクセル・画像ファイルなどが、添付できること。
- ※（仮称）豊田市市民ポータル投稿時の画面イメージは、「豊田市市民ポータル構成概要（別添資料2）」を参照のとおり。

### ②タグ付けした記事の表示制御

- ・ 掲示板の記事は、「実施主体」や「お役立ち情報」、「目的別で探す」などのタグ付けができること。
- ・ タグ付けをした記事に対して、タグ毎に一覧形式で表示し、検索できる機能を有すること。
- ※（仮称）豊田市市民ポータル検索画面イメージは、「豊田市市民ポータル構成概要（別添資料2）」を参照のとおり。

## （7）情報配信機能

- ・ 登録されているプロフィール情報をもとに、送信対象者を絞り込み、メール情報配信ができること。送信対象者は、複数へ一度に一斉発信できる機能と個人をターゲットとして発信する機能の両方を有していること。
- ・ 配信には、（6）で作成した掲示板内容を利用する場合と、新規に入力する場合を

有することとし、タグ付けした内容を利用する事ができるようにすること。

- ・ 件名・本文を入力し、送信できること。
- ・ 本文には、URLへのリンクができること。
- ・ 本文の宛名部分は、プロフィール情報から引用し、氏名等を表示し送信できるようにすること。
- ・ メール形式は、htmlメールであること。
- ・ 配信をした情報は、トップ画面への表示、非表示を選択できること。（デフォルトは、表示とすること。）
- ・ 配信については、「ただちに送る」・「日時を指定して送る」を選択し送ることができること。

## 7 成果物

本業務の成果物は下記のとおりとし、納入期限までに以下の印刷物及び電子ファイルを納入すること。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 完成図書   | 一式 |
| (2) 構築システム | 一式 |

※完成図書の電子ファイルについては、以下のとおりとする。

- ・ 電子データをウイルス対策等行ったうえで提出すること。
- ・ Microsoft Office2013以降で、テキスト、図表、画像などを含む報告書の内容を編集できるファイル。
- ・ Adobe Reader XIで、テキスト、図表、画像などを含む報告書の内容が閲覧できるファイル。

## 8 その他

- (1) 受注者は本業務を行うにあたり、業務の円滑かつ確実な遂行ができるよう、業務遂行責任者及び発注者との連絡調整担当者を定めるとともに、必要な業務遂行体制を確保すること。
- (2) 本業務における成果については、発注者に帰属するが、自社製品の社外秘にあたる技術情報等で、公開不可、納入不可の情報を含む資料等については別途協議とする。
- (3) 本業務における成果物及び履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は、発注者に帰属する。
- (4) 本業務により作成した各種書類について、発注者は受注者又は受注者以外の事業者へ委託し、版下の修正や再編集を行うことができる。
- (5) 受注者は本業務を行うにあたり、原則対象業務の全部又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に委託しないこと。この業務における「主たる部分」とは、豊田市民ポータル構築における総合的企

画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。ただし、やむを得ず「主たる部分」以外を委託する場合は、発注者に「委託業務再委託承認申請書」を提出し、承認を得ること。

- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて情報戦略課と協議を行い定めるものとする。